

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第3南蒲生幹線工事1

質 問 事 項	整理番号
	1 3 0 5 1 0 1 9 8
1. 細目①で「その体制」とありますが、この「体制」とは「管理体制」のみを示すものでしょうか。それとも、「管理体制を含めたシステム等のこと」と考えて良いのでしょうか。	管理体制に限定したものではありません。
2. シールド機の図面を御提示下さい。	シールド機の図面を提示することは出来ません。
3. 細目②で「一次覆工の工程を短縮することで、目地コーキング等の工程を含む全体工期終了日を短縮する」と提案することは評価されますか。	短縮日数はボルトボックス孔埋及び目地コーキングに関連する技術提案によってもたらされるものに限定されます。
4. 一次覆工施工時に切羽後方の坑内でボルトボックス孔埋め等の作業を同時に施工することで、早期に全体工期を終了させる。と言うことがボルトボックス孔埋め等の工程短縮という理解でよろしいのでしょうか。	本工事においては、別紙工程表(参考)を作業手順の標準とし、他工種と重複せず「二次覆工(内面平滑)」のみを施工する期間を110日間としています。 内面平滑の材料を工夫したり、質問のような他工種と同時に施工するなどの技術提案により、「現場打ち覆工の終り」から「作業床撤去の始め」までのうち「 <u>二次覆工(内面平滑)</u> 」のみ施工する日を、何日間短縮出来るのかを求めています。
5. 細目②で施工日数(供用日)110日は一次覆工終了後、マシン解体、枕木撤去、坑内清掃後からの日数でしょうか。110日の開始日をご教授下さい。	別紙工程表(参考)のとおりです。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積りに必要な事項に限る。)に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

[様式第13号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第3南蒲生幹線工事1

質 問 事 項	整理番号	1 3 0 5 1 0 1 9 8
	回 答	
6. 本計画では、到達立坑が他工区の発進立坑になっておりますが、マシン解体や枕木撤去を到達立坑側から施工できると考えて良いでしょうか。	マシン解体は、到達立坑側から施工する設計としています。	枕木撤去は、発進立坑側から施工する設計としています。
7. 坑内の標準避難設備をご教授下さい。	設計図書及び各仕様書その他、労働安全衛生法等関係諸法令の適用運用を想定しています。	
8. 基本工程表を御提示下さい。	別紙工程表(参考)のとおり。	
9. 本工事の資機材の搬入は浄化センターからになり、現状では既存工事のガードマンがいます。本工事でも入口部のガードマンの計上は必要でしょうか。ご教授下さい。	現在、南蒲生浄化センターの復旧工事が行われており、本工事の工事車両が同場内を通行するため、場内の交通誘導を目的に『シールド工(場内整理/補)作業日1人/日』を計上しています。	具体的な交通誘導員の配置は、契約後、南蒲生浄化センター災害復旧工事安全衛生連絡協議会に入会し調整を図るものとします。
10. 発進立坑付近には水道ありますでしょうか。	本工事に使える水道はありません。	

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。

第3南蒲生幹線工事1

参考

